

■ 前回までの指摘事項及びその対応（案）

指摘事項	概要	対応（案）
1. 通行制限品目の精査		
(1) 高圧ガス		
①六フッ化硫黄	・「可燃性ガス及び毒性ガス」への分類が不適當。	・不燃性であり、毒性についても他の規制物質に比べると非常に低い。 ・「高圧」に伴う飛散等による危険性を有する。 ⇒ その性状から「可燃性ガス及び毒性ガス」ではなく「不活性ガス」の分類として取り扱う。
②空気	・他の不活性ガスと異なり窒息のおそれはない。	・「高圧」に伴う飛散等による危険性を有する。 ⇒ 原案どおりとする。
(2) 腐食性を有する物質	・他に腐食性が高い物質が存在し、当該物質を「腐食性」に分類すると誤解を生じるおそれがある。	・消防法改正時に準危険物が廃止されたことから当該物質は消防法の規制対象外となったが、当時の審議会において通行制限の対象物質として残し、腐食性も有することから「腐食性を有する物質」として整理された経緯あり。 ・通行制限品目は、道路法施行令第 19 条の 13 で規定された区分に限定され、当該 2 物質を分類する場合「腐食性」が適當。 ⇒ 原案どおりとする。
2. 該当性が不明な物質の取り扱い	・「今後の課題」における「その他同程度以上の○○」に関する箇所の表現を再考すべきである。	・以下のとおり修正する。 ⇒ 危険物の表示品名のうち「その他同程度以上の○○」との記載がされているものについては、現状ではその該当性が不明の場合、専門家の意見聴取などを個別に実施し対応することが望ましいが、今後、その該当性を明らかにするために、定量的評価手法の検討などが必要と考えられる。
3. 水素を搭載する完成車両を運搬する場合の規制緩和について	・規制緩和の対象となるトンネルを選定する。	・国交省通知に基づき、規制緩和の対象となるトンネルを選定するが、未供用の中央環状トンネル、飛驒トンネルについては供用後の交通状況等を踏まえて判断する。 ⇒ 飛驒トンネル、袴腰トンネル、名東トンネル、守山トンネル及び中央環状トンネル以外のトンネルについて規制緩和実施。